

第207回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個別注記表

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

**(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)**

株式会社百五銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、当行ホームページ(<https://www.hyakugo.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要	新株予約権等を有する者的人数
取 締 役 (社外役員を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第1回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2011年7月25日</p> <p>③新株予約権の総数 158個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 15,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2011年7月26日から2041年7月25日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人
	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第2回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2012年7月26日</p> <p>③新株予約権の総数 162個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 16,200株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2012年7月27日から2042年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第3回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2013年7月24日</p> <p>③新株予約権の総数 147個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,700株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2013年7月25日から2043年7月24日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人
	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第4回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2014年7月31日</p> <p>③新株予約権の総数 146個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,600株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2014年8月1日から2044年7月31日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第5回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2015年7月30日</p> <p>③新株予約権の総数 126個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,600株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2015年7月31日から2045年7月30日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人
	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第6回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2016年7月27日</p> <p>③新株予約権の総数 186個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 18,600株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2016年7月28日から2046年7月27日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第7回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2017年7月27日</p> <p>③新株予約権の総数 201個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 20,100株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2017年7月28日から2047年7月27日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	3人
	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第8回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2018年7月30日</p> <p>③新株予約権の総数 164個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 16,400株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2018年7月31日から2048年7月30日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第9回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2019年7月30日</p> <p>③新株予約権の総数 245個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 24,500株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2019年7月31日から2049年7月30日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	2人
	<p>①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第10回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2020年7月31日</p> <p>③新株予約権の総数 388個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 38,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2020年8月1日から2050年7月31日まで</p> <p>⑥権利行使価格 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p>	4人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第11回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 2021年7月30日 ③新株予約権の総数 623個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 62,300株 ⑤新株予約権の行使期間 2021年7月31日から2051年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

**第 207 期 (2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	7,557	5	7,562
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	7,557	5	7,562
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0
当期末残高	20,000	7,557	4	7,561

(単位：百万円)

	株主資本					自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計					
	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金						
当期首残高	17,377	213,614	13,519	244,510	△ 40	272,032			
会計方針の変更による累積的影響額			△ 18	△ 18		△ 18			
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,377	213,614	13,500	244,491	△ 40	272,014			
当期変動額									
剰余金の配当			△ 2,664	△ 2,664		△ 2,664			
当期純利益			12,975	12,975		12,975			
別途積立金の積立		9,500	△ 9,500	—		—			
自己株式の取得					△ 160	△ 160			
自己株式の処分					27	26			
土地再評価差額金の取崩			△ 33	△ 33		△ 33			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	9,500	776	10,276	△ 133	10,142			
当期末残高	17,377	223,114	14,277	254,768	△ 173	282,157			

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	106,781	△ 3,447	4,133	107,467	97	379,597
会計方針の変更による累積的影響額						△ 18
会計方針の変更を反映した当期首残高	106,781	△ 3,447	4,133	107,467	97	379,578
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,664
当期純利益						12,975
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△ 160
自己株式の処分						26
土地再評価差額金の取崩						△ 33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,278	1,032	33	△ 5,212	△ 9	△ 5,222
当期変動額合計	△ 6,278	1,032	33	△ 5,212	△ 9	4,920
当期末残高	100,502	△ 2,414	4,166	102,255	87	384,499

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金の計上基準は、「重要な会計上の見積り」に記載しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。

数理計算上の差異

: 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理。

また、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、預金業務に係る手数料、貸出業務に係る手数料、為替業務に係る手数料、証券関連業務に係る手数料などが含まれます。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クレジットカードに係る年会費等について、従来は入金時に収益を認識する方法によつておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を追溯適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度における損益計算書は、役務取引等収益が4百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が18百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、一部の金融商品の時価算定方法を変更しておりますが、計算書類に与える影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

貸倒引当金の計上

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 18,717百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

当行では、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いたシステムにおける判定を基礎としつつ、将来の業績見込み等の定性的な要素も勘案して、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5段階に区分した後、回収の危険性又は価値の毀損の危険性を個別に検討の上、資産の分類を行っております。

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者であります。要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後管理に注意を要する債務者であります。破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者であります。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者であります。破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であります。

実質破綻先及び破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

なお、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額は、資産の自己査定基準に基づき、担保の評価や種類、保証の種類などに応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、変異株の動向など不確実な要因もありますが、ワクチンの普及などにより今後徐々に緩和していくものと想定しております。取引先の法的破綻や信用状態の悪化、元金又は利息の支払の遅延などの事象の発生についても、短期的には新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるもの、その後段階的に減少していくという仮定をおいて、会計上の見積りを行っております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の発生状況などが変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

当行の経営者は、貸倒引当金の計上に当たって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は適切に計上されていると判断しております。しかしながら、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変化、担保価値の低下など、見積りに用いた前提条件の変動により、貸倒引当金の増額又は減額が必要となる可能性があります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、変異株の動向など不確実な要因もありますが、ワクチンの普及などにより今後徐々に緩和していくものと想定しております。取引先の法的破綻や信用状態の悪化、元金又は利息の支払の遅延などの事象の発生についても、短期的には新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるもの、その後段階的に減少していくという仮定をおいて、貸倒引当金の計上や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の発生状況などが変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 12,400百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計10,019百万円含まれております。
使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,100百万円
危険債権額	45,679百万円
三月以上延滞債権額	52百万円
貸出条件緩和債権額	10,276百万円
合計額	65,109百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,505百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	828,168百万円
貸出金	527,540百万円
担保資産に対応する債務	
預金	61,675百万円
債券貸借取引受入担保金	268,546百万円
借用金	839,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券1,013百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金1,438百万円及び中央清算機関差入証拠金25,000百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,332,592百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,229,447百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

1998年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,167百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額	34,810百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額	3,676百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は32,286百万円あります。	
11. 関係会社に対する金銭債権総額	28,103百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額	11,703百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	851百万円
役務取引等に係る収益総額	561百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	165百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円
2. 関連会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	362百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	2,620百万円

2. 関連当事者との取引
(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社・子法人等	株式会社百五カード	所有 直接100.00%	役員の兼任	貸出金等の被保証 保証料の支払	229,975 362	— —	— —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当行の定める取引基準に基づいて取引を行っております。

取引条件の決定方針は一般取引と同様であります。

- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	107	500	72	536	(注) 1,2
合計	107	500	72	536	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加500千株は、市場買付による増加500千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少72千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	12,393
関連法人等株式及び出資金	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	194,119	48,083	146,036
	債券	332,974	327,466	5,507
	国債	85,729	82,105	3,623
	地方債	179,935	178,511	1,423
	短期社債	—	—	—
	社債	67,309	66,850	459
	その他	181,369	175,672	5,696
	小計	708,463	551,222	157,240
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,744	6,543	△ 799
	債券	565,452	572,476	△ 7,024
	国債	145,293	149,039	△ 3,746
	地方債	280,022	281,998	△ 1,975
	短期社債	—	—	—
	社債	140,137	141,439	△ 1,302
	その他	168,379	174,321	△ 5,941
	小計	739,576	753,342	△ 13,765
合計		1,448,040	1,304,564	143,475

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,927
組合出資金等	7,125

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	5,897	1,285	235
債 券	123,957	1,288	204
国 債	122,689	1,171	204
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	1,267	117	—
そ の 他	336,140	6,779	10,901
合 計	465,994	9,353	11,342

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、275百万円（うち、株式200百万円、社債75百万円）であります。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、期末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式及び投資信託については、期末日における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,991	△ 8

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,378百万円
繰延ヘッジ損失	1,044
有価証券償却	944
その他	2,806
	—————
繰延税金資産小計	10,174
評価性引当額	△ 1,376
	—————
繰延税金資産合計	8,798
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 43,127
退職給付関係	△ 10,647
繰延ヘッジ利益	△ 0
	—————
繰延税金負債合計	△ 53,775
	—————
繰延税金資産（負債）の純額	△ 44,977百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,515円92銭
1株当たりの当期純利益金額	51円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51円08銭

**第 207 期 (2021年4月1日から)
2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	20,000	10,386	252,070	△ 40	282,416
会計方針の変更による累積的影響額			△ 93		△ 93
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	10,386	251,976	△ 40	282,322
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,664		△ 2,664
親会社株主に帰属する当期純利益			13,402		13,402
自己株式の取得				△ 160	△ 160
自己株式の処分		△ 0		27	26
土地再評価差額金の取崩			△ 33		△ 33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 0	10,703	△ 133	10,570
当期末残高	20,000	10,385	262,680	△ 173	292,892

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	106,918	△ 3,447	4,133	4,558	112,162
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	106,918	△ 3,447	4,133	4,558	112,162
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,283	1,032	33	1,921	△ 3,295
当期変動額合計	△ 6,283	1,032	33	1,921	△ 3,295
当期末残高	100,635	△ 2,414	4,166	6,479	108,866

(単位：百万円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	97	394,676
会計方針の変更による累積的影響額		△ 93
会計方針の変更を反映した当期首残高	97	394,583
当期変動額		
剰余金の配当		△ 2,664
親会社株主に帰属する当期純利益		13,402
自己株式の取得		△ 160
自己株式の処分		26
土地再評価差額金の取崩		△ 33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9	△ 3,305
当期変動額合計	△ 9	7,264
当期末残高	87	401,847

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 11社

会社名

百五ビジネスサービス株式会社
百五管理サービス株式会社
百五不動産調査株式会社
百五オフィスサービス株式会社
百五スタッフサービス株式会社
百五証券株式会社
株式会社百五カード
百五リース株式会社
株式会社百五総合研究所
百五コンピュータソフト株式会社
百五みらい投資株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等 5社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション
百五6次産業化投資事業有限責任組合
AIDMA1号投資事業有限責任組合
AIDMA2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

会社名

HM holdings株式会社
株式会社ツリークライミングワールド
バイザー株式会社
ゼノア環境装置株式会社

投資事業等を営む非連結の子法人等が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス

有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション

百五6次産業化投資事業有限責任組合

A I DMA 1号投資事業有限責任組合

A I DMA 2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 11社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～50年
その他 4年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準は、「重要な会計上の見積り」に記載しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
連結される子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (9) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (12) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理。
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。
また、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を連結貸借対照表上の「退職給付に係る負債」に計上しております。
なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行及び連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14)収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行及び連結される子会社は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行及び連結される子会社の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、預金業務に係る手数料、貸出業務に係る手数料、為替業務に係る手数料、証券関連業務に係る手数料などが含まれます。

(15)重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、クレジットカードに係る年会費等について、従来は入金時に収益を認識する方法によっておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度における連結損益計算書は、役務取引等収益が20百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が93百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これにより、一部の金融商品の時価算定方法を変更しておりますが、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

貸倒引当金の計上

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 21,002百万円

2. 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

当行では、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いたシステムにおける判定を基礎としつつ、将来の業績見込み等の定性的な要素も勘案して、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5段階に区分した後、回収の危険性又は価値の毀損の危険性を個別に検討の上、資産の分類を行っております。

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者であります。要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事实上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後管理に注意を要する債務者であります。破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者であります。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者であります。破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であります。

実質破綻先及び破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

なお、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額は、資産の自己査定基準に基づき、担保の評価や種類、保証の種類などに応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、当行と同じ方法により計上しております。

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、変異株の動向など不確実な要因もありますが、ワクチンの普及などにより今後徐々に緩和していくものと想定しております。取引先の法的破綻や信用状態の悪化、元金又は利息の支払の遅延などの事象の発生についても、短期的には新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるもの、その後段階的に減少していくという仮定において、会計上の見積りを行っております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の発生状況などが変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

当行の経営者は、貸倒引当金の計上に当たって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は適切に計上されていると判断しております。しかしながら、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変化、担保価値の低下など、見積りに用いた前提条件の変動により、貸倒引当金の増額又は減額が必要となる可能性があります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、変異株の動向など不確実な要因もありますが、ワクチンの普及などにより今後徐々に緩和していくものと想定しております。取引先の法的破綻や信用状態の悪化、元金又は利息の支払の遅延などの事象の発生についても、短期的には新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるもの、その後段階的に減少していくという仮定において、貸倒引当金の計上や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の発生状況などが変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く） 1,876百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計10,019百万円含まれております。

使用貸借又は貯貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,326百万円
危険債権額	46,228百万円
三月以上延滞債権額	52百万円
貸出条件緩和債権額	10,278百万円
合計額	66,886百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,505百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	828,168百万円
貸出金	527,540百万円

担保資産に対応する債務

預金	61,675百万円
債券貸借取引受入担保金	268,546百万円
借用金	839,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券1,013百万円及び現金預け金200百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,447百万円、中央清算機関差入証拠金25,000百万円及び金融商品等差入担保金20,282百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,325,661百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,222,516百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

1998年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,167百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

38,903百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

4,409百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は32,286百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益6,400百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、延滞債権等を売却したことによる損失505百万円、株式等売却損717百万円及び株式等償却242百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	254,119	—	—	254,119	
合計	254,119	—	—	254,119	
自己株式					
普通株式	107	500	72	536	(注) 1,2
合計	107	500	72	536	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加500千株は、市場買付500千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少72千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結 会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				87	
	合計		—				87	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,270百万円	5.00円	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	1,394百万円	5.50円	2021年9月30日	2021年12月10日
合計		2,664百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	1,394百万円
② 1株当たり配当額	5.50円
③ 基準日	2022年3月31日
④ 効力発生日	2022年6月24日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として金融サービスに係る事業を行っております。当行は、主に利息収入による収益獲得を目的として貸出金、有価証券及び買入金銭債権等による運用を行っています。ほか、一定の限度を設け、価格変動による収益獲得を目的として有価証券及び金銭の信託等による運用を行っております。また、資産の流動性を高めるため、現金預け金を保有し、コールローン等の短期市場における資金運用等を行っております。これらの運用原資は、そのほとんどを預金及び譲渡性預金により調達しておりますが、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、必要に応じてコールマネー及び借用金等の調達手段も利用しております。

また、当行は、顧客のリスク回避（ヘッジ）ニーズに応えるため、あるいは当行自身のALMに活用するためにデリバティブ取引を利用してあります。その他、一定の限度を設け、売買等による収益獲得を目的としてデリバティブ取引を利用してあります。

なお、当行の連結される子会社には、金融商品取引業務を行っている子会社、クレジットカード業務を行っている子会社、リース業務を行っている子会社及びファンドの組成・運営業務を行っている子会社があり、各社の業務内容に応じてリース債権及びリース投資資産、割賦債権、会員未収金、出資金、現金預け金等の金融資産を保有しており、また一部の連結される子会社では借用金による調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として当行営業地域内の法人及び個人顧客等に対する貸出金、国内外の債券及び株式等の有価証券等であります。債券については、国債、地方債のほか、政府関係機関債、信用力が高い金融機関、事業法人及び外国政府等が発行する各種債券、金銭債権・不動産等を裏付資産とする証券化商品等を保有しております。また、買入金銭債権として、有価証券に準じる信託受益権、一括ファクタリングシステムに係る業務に伴い顧客から買取った金銭債権等を保有しております。これらに加え、日本銀行等に対する預け金、金融機関に対するコールローン等、連結される子会社の事業に伴うリース債権及びリース投資資産等を保有しております。これらは貸出先又は発行体等の信用リスクに晒されており、またそのうち固定金利のものは金利変動により実質価値が変動するリスクに、市場価格がある有価証券等は市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は、そのほとんどが当行営業地域内の顧客から受け入れたものであり、満期の定めのない流動性預金及び残存期間1年以内の固定性預金等、期間が短いものが高い割合を占めております。コールマネー等の短期調達手段は、主に円貨及び外貨の資金ポジションの調整等を目的としたものであります。

金融資産及び金融負債を総合的に捉えたときに、資産と負債の間に金利更改期間、資金決済期間又は取引通貨等に差異があることに起因し、金利あるいは為替相場等の変動により、資産・負債の実質価値又は資金利鞘に変動が生じ、損失を被るリスクがあります。また、資産の流動性が短期的に著しく損なわれる事態が発生した場合には、これを補うために費用負担を伴う追加資金調達あるいは意図せざる価格での資産売却等を余儀なくされるリスクがあります。

デリバティブ取引については、金利関連では主に金利スワップ取引、通貨関連では主に通貨スワップ取引及び為替予約取引を利用してあります。これらは主に当行自身が市場リスクを回避（ヘッジ）する目的で、あるいは対顧客取引及びそのカバー取引等として利用しており、デリバティブ取引全体の大半を占めております。その他に、株式先物取引、債券先物取引、債券店頭オプション取引及びクレジットデリバティブ取引等について、売買等による収益獲得又はリスクのヘッジを目的として利用しております。取引に伴うリスクについては、大部分がヘッジ目的の取引又はカバー付の取引であること、契約の相手方はいずれも信用力の高い金融機関及び事業法人等であることから、市場リスク及び信用リスクはともに限定されております。なお、当行ではレバレッジ効果の著しい取引（対象物の価格変動に対して時価の変動率が大きい特殊な取引）は行っておりません。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象は債券、貸出金及びコールローンであり、ヘッジ手段は金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引であります。ヘッジ方針については、当行では内部規定に基づきヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジ比率を半期ごとに決定のうえ毎月見直しの必要性を判断しており、連結される子会社でもその都度決定しております。ヘッジの有効性評価については、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に定められた方法により確認しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの顕在化に伴う多額の損失を回避し、信用リスクを自己資本対比で許容可能な範囲内にコントロールすることにより当行グループ全体の資産の健全性を維持することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、信用リスクを管理しております。

当行では、信用リスクを含めた各種リスクの状況は、「ALMリスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「与信集中リスク」を含め、信用リスクをVaR（Value at Risk：予想最大損失額）により計量化しており、リスク量を限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めています。

信用リスクの管理にあたっては、貸出金については営業推進部門から独立した貸出審査部門が厳正に審査・管理を行い、市場取引については市場リスク管理部署（ミドルオフィス）が日々管理を行う体制としております。また、他部門から独立したリスク管理部門に信用リスク管理部署を設置し、相互牽制機能を確保しております。

また、貸出先や個別案件の信用リスクを統一的な尺度により評価する信用格付制度を整備し、信用度を勘案した融資取組方針の策定や貸出金利の設定に活用しております。与信ポートフォリオの運営にあたっては、融資の基本方針を「百五銀行クレジットポリシー」に定め、特定の企業や企業グループに貸出が集中しないよう管理するとともに、業種別・地域別・信用格付別・与信額階層別などの分布状況を把握し、与信の分散に努めています。

なお、業況が悪化するなどの問題先に対しては、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っております。

連結される子会社についても、諸規定を整備して各社において信用リスクを管理しているほか、当行の信用リスク管理部署においてグループ全体の信用リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、信用リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場変動が経営に与える影響を的確に把握・評価するとともに、適切なポートフォリオ運営を行い、経営体力に照らして適正な水準にリスクを制御しつつ、収益を安定的に確保することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、市場リスクを管理しております。

当行では、市場リスクを含めた各種リスクの状況は、「ALMリスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。また、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「銀行勘定の金利リスク」を含め、各種の市場リスクをVaR等により計量化しており、リスク量をそれぞれのリスクに設定した限度枠に照らして管理すること等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益の確保に努めております。

市場取引に係る市場リスクについては、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離しているほか、他部門から独立したリスク管理部門に市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保しております。また、取引の状況、時価及びリスク量等を日次で計測・管理しているほか、市場情報や価格変動等を監視し、状況に応じて適時に管理態勢を強化するなど、不測の損失を被るリスクの低減を図っております。これに加え、売買等による収益獲得を目的とした取引については、ポジション限度枠、ロスカットルール及び損失累計限度額等を設けるなど、投資対象の特性に応じた管理態勢を整備し、そのもとで厳格な管理を行うことを通じ、損失を被るリスクを限定しております。

また、預貸金等を含めた当行全体の金融資産及び金融負債に関する市場リスクについて、ALMの観点から管理しております。なお、外貨建外債等による運用、外貨預金等による調達等の外貨建商品に係る為替相場の変動リスクは、コールマネー等による調達のほか、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより低減を図っております。

連結される子会社についても、諸規定を整備して各社において市場リスクを管理しているほか、当行の市場リスク管理部署においてグループ全体の市場リスクを管理しております。また、各社に設置した「リスク管理委員会」の運営を通じ、市場リスクを含めた各種リスクの状況を総合的に把握・評価・監視しております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、運用・調達の状況及び市場動向を的確に把握し、安定的な資金繰りを行うとともに、流動性危機にも適切に対応し得る態勢を整備することを基本方針として、諸規定及び組織体制を整備し、流動性リスクを管理しております。

当行では、流動性リスクを含めた各種リスクの状況は、「ALMリスク管理委員会」において、毎月、総合的に把握・評価・監視し、リスク管理に関する方針や対応策を検討する体制としております。

資金繰りについては、円貨・外貨のそれぞれについて日々の状況及びその見通しを適切に把握・管理しております。また、市場からの調達可能額を定期的に把握するとともに、それに基づいた調達上限額を設け適宜見直しを行うなど、不測の事態への対応策をあらかじめ定めることにより、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日、以下「時価算定適用指針」という。) 第26項に従い経過措置を適用した投資信託、市場価格のない株式等及び、時価算定適用指針第27項に従い経過措置を適用した組合出資金等は、次表には含めておりません。((1) (*1)、(注3) 参照)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	10,411	10,411
商品有価証券	12	24	—	36
金銭の信託（運用目的）	—	1,991	—	1,991
有価証券	438,641	838,188	52,032	1,328,863
その他有価証券	438,641	838,188	52,032	1,328,863
国債	222,259	8,763	—	231,022
地方債	—	459,957	—	459,957
社債	—	175,422	32,024	207,447
株式	200,040	266	—	200,306
その他(*1)	16,342	193,779	20,008	230,130
資産計	438,654	840,204	62,444	1,341,303
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)	—	△ 16,891	0	△ 16,891
金利関連取引	—	△ 3,077	—	△ 3,077
通貨関連取引	—	△ 13,813	0	△ 13,813
その他	—	—	△ 0	△ 0

(*1) 時価算定適用指針第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は109,507百万円であります。

- (* 2) 連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
なお、連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に、金融派生商品（資産）3,383百万円、金融派生商品（負債）20,274百万円をそれぞれ計上しております。
- (* 3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△9,415百万円であります。
- (* 4) ヘッジ会計を適用している取引は、ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。
なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号2022年3月17日）を適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間（1年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権（*）	—	—	3,278	3,278	3,278	—
貸出金（*）	—	56,489	4,122,488	4,178,977	4,181,152	△2,174
資産計	—	56,489	4,125,767	4,182,256	4,184,431	△2,174
預金	—	5,642,515	—	5,642,515	5,642,542	△27
譲渡性預金	—	167,366	—	167,366	167,366	△0
借用金	—	846,832	—	846,832	846,832	—
負債計	—	6,656,715	—	6,656,715	6,656,742	△27

(*) 貸出金及び買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品については、外部業者（ブローカー等）より入手した価額を市場公表指標、期限前償還率等との整合分析を踏まえ時価としております。一括ファクタリングについては、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル3に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。主に、上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しております。主に、地方債、社債がこれに含まれます。私募債は、元利金の合計額を、市場金利に内部格付に基づく信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3に分類しております。一部の円建外債は、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者（ブローカー等）より入手した価格に基づき算出した価額を時価としており、レベル3に分類しております。投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定適用指針に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

金銭の信託

有価証券運用を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金（クレジットデリバティブを内包する貸出金を除く）については、その種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対するものについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸出金の帳簿価額から貸倒引当金計上額を控除した価額に近似しているため、当該価額を時価としております。これらについては、レベル3に分類しております。

クレジットデリバティブを内包する貸出金については、主なインプットとしてクレジット・デフォルト・スワップから観察されたスプレッド及び市場金利等を用いて時価を算定しております。これらについては、レベル2に分類しております。

なお、連結される子会社の貸出金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。定期預金及び譲渡性預金については、その種類及び期間に基づく区分ごとに将来の元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。ただし、そのうち預入期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2に分類しております。

借用金

借用金については、その種類及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、そのうち約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2に分類しております。

なお、連結される子会社の借用金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブ取引は公表された相場価格が存在しないため、金利、外国為替相場、ボラティリティ等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。観察可能インプットのみを用いているもの、または観察できないインプットの影響が重要でないものについては、レベル2に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	割引現在価値法	信用スプレッド	0.322%-50%	0.846%

(2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、財務部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、評価部門又は取引部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期財務部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(3) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1)(*2)	1,955
② 組合出資金等 (*3)	8,994

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について42百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	194,538	48,182	146,356
	債券	332,974	327,466	5,507
	国債	85,729	82,105	3,623
	地方債	179,935	178,511	1,423
	短期社債	—	—	—
	社債	67,309	66,850	459
	その他	181,369	175,672	5,696
	小計	708,881	551,321	157,560
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,767	6,567	△ 799
	債券	565,452	572,476	△ 7,024
	国債	145,293	149,039	△ 3,746
	地方債	280,022	281,998	△ 1,975
	短期社債	—	—	—
	社債	140,137	141,439	△ 1,302
	その他	168,379	174,321	△ 5,941
	小計	739,600	753,366	△ 13,765
合計		1,448,482	1,304,687	143,794

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	5,897	1,285	235
債 券	123,957	1,288	204
国 債	122,689	1,171	204
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	1,267	117	—
そ の 他	336,140	6,779	10,901
合 計	465,994	9,353	11,342

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、275百万円（うち、株式200百万円、社債75百万円）であります。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式及び投資信託については、連結会計年度末日における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,991	△8

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 16百万円
2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 13名	当行の取締役 13名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 91,600株	当行普通株式 94,000株	当行普通株式 71,700株
付与日	2011年7月25日	2012年7月26日	2013年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2011年7月26日～ 2041年7月25日	2012年7月27日～ 2042年7月26日	2013年7月25日～ 2043年7月24日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 13名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 12名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 71,200株	当行普通株式 48,100株	当行普通株式 71,400株
付与日	2014年7月31日	2015年7月30日	2016年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2014年8月1日～ 2044年7月31日	2015年7月31日～ 2045年7月30日	2016年7月28日～ 2046年7月27日

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 12名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 62,800株	当行普通株式 43,800株	当行普通株式 61,700株
付与日	2017年7月27日	2018年7月30日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2017年7月28日～ 2047年7月27日	2018年7月31日～ 2048年7月30日	2019年7月31日～ 2049年7月30日

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名	当行の取締役 (社外取締役を除く) 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 54,100株	当行普通株式 62,300株
付与日	2020年7月31日	2021年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	2020年8月1日～ 2050年7月31日	2021年7月31日～ 2051年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利確定前											
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,300株
失効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,300株
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後											
前連結会計年度末	20,200株	20,500株	18,000株	17,900株	18,500株	27,400株	27,700株	21,000株	39,300株	54,100株	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,300株
権利行使	4,400株	4,300株	3,300株	3,300株	5,900株	8,800株	7,600株	4,600株	14,800株	15,300株	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	15,800株	16,200株	14,700株	14,600株	12,600株	18,600株	20,100株	16,400株	24,500株	38,800株	62,300株

② 単価情報

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円										
行使時平均株価	303円	—									
付与日における 公正な評価単価	302円	300円	404円	396円	578円	377円	433円	480円	303円	293円	267円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	2021年ストック・オプション
株価変動性（注1）	26.54%
予想残存期間（注2）	4.25年
予想配当（注3）	10円／株
無リスク利子率（注4）	△ 0.14%

- (注) 1 予想残存期間に対応する期間（2017年5月から2021年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
- 2 予想残存期間は、過去10年間に退任した役付取締役及び執行役員兼務取締役の退任時年齢の平均と、現在の在任取締役の現在年齢との差異に、ストック・オプション割当日から次の改選時期までの期間を加えた値の平均値としております。なお、当該差異がストック・オプション割当日から次の改選時期までの期間を下回る場合は、差異をゼロとして計算しております。
- 3 2021年3月期の配当実績であります。
- 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金業務	1,795	—	1,795	204	2,000
貸出業務	4,363	—	4,363	—	4,363
為替業務	3,203	—	3,203	—	3,203
証券関連業務	1,497	—	1,497	908	2,406
代理業務	265	—	265	—	265
保護預り・貸金庫業務	136	—	136	—	136
保険販売業務	968	—	968	—	968
その他	3,110	—	3,110	1,544	4,654
顧客との契約から生じる経常収益	15,341	—	15,341	2,657	17,999
上記以外の経常収益	65,130	12,820	77,951	2,732	80,683
外部顧客に対する経常収益	80,472	12,820	93,293	5,390	98,683

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項（14）収益及び費用の計上基準②顧客との取引に係る収益の計上方法」に記載しているため、省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,584円33銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	52円81銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	52円76銭